政令第百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内 閣 は、 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第四十四条の四第 五項、 第四十四条

の 五 第五 項、 第八十一条第五項、 第八十二条第三項及び附則第二十八条の二第四項、 地方公務員等共済 組 合

法等の一 部を改正する法律 (昭和六十年法律第百八号) 附則第九十八条第四項及び第百二十五条、 地方 公務

員等共· 済 組 合法等の一部を改正する法律 (平成十二年法律第二十二号) 附則第十一条第十一 項及び 附 則 別 表

地

方公務員等共済組

合法等の一

部を改正する法律

(平成十六年法律第百三十二号)

附則第·

七

条の二第一

項

第一号及び第二号並び に 地方公務員等共 済組 合 法 の 一 部 を改正、 する法律 (平成二十三年法律第五 十六号) 附

則第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第 条 地方公務 員 等 共 済 組 合法 施 行 令 (昭 和 三十 七 年 政令第三百 五十二号) の 一 部 を次 のように 改正する。

附 則 第三十 条の六 第 一項 中 四 <u>ー</u> パ] セン <u>ا</u> を 「四・二パ] セント」 に、 「平成十三年 兀 月

平成十七年四月」、 「平成十八年四月」、 「平成十九年四月」、 「平成二十年四月」、 「平成二十一年四

間 ら平 ١, 四月」を「一・七パーセント、 「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、 <u>ー</u> パ 品につい 九 成三十四 同 ーセント、 年四月」に、「三・六パ 「平成二十二年四月」、 て セント、 は年三・ 年三月ま 平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、 同 九パ 年 での 兀 月 期間 か セント、 ら平成三十三年三月までの期間につい につい ーセント、 同年四月」に、「三・四パーセント、 「平成二十三年四 同 .年四月から平成三十六年三月までの ては年三・ 平成三十年四月」を「二・四パーセント、 七パ 月 、「平成二十四] セント、 同 年四 ては年三・四パ 平成二十九年四月」を「二パーセン 年 「二・九パーセント、平成二十八年 · 四月 」、 月 期間 から平成三十 「四パーセント)」を に つい 平 ーセント、 ては ·成二十五年四月」、 同年四月」に、 五. 年四 年三月まで 同 <u>ー</u> パ 年 兀 <u>=</u>] 0) 月 \equiv セ 期 か

第二条 、地方公務員等共済組 地 方公務員等共 済組合法等 合法等の一 \mathcal{O} 部を改正する法律 部を改正する法律の施行に伴う経過 この施り 行 に伴う経過措 置に関する政令の 措 置に関する政令 部 (昭 改 更 和六十

第三十九条及び第七十八条の二中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、 「平成十三年四月 年

政令第五十八号)

の一部を次のように改正する。

ント)」

に改

8

る。

月 、 で 兀 を 十八 \mathcal{O} 月 年四月」、 セント、 「三・一パ 「三・九パ かか 〔年四月」を「一・七パーセント、 期 「平成十七 間 ら平成三十四年三月 「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を に つい 同年四月」に、「三・六パ] ーセント、 「平成二十二年四月」、 ては年三・ セント、 年四月」、 平成三十一年四月」を「二・八パーセント、 同年四月か まで 九 「平成十八年四月」 パ 0 期間 セ ント、 ら平成三十三年三月まで につい ーセント、 同年四月」 「平成二十三年四月」 同 年 四 ては年三・七パ に、「三・四パーセント、 平成三十年四月」を 月から平成三十六年三月までの期間 「平成十九年四月」、 「同年四月」に、 ーセン の期間 「平成二十四年四月」、 につい **,** 同年四日 「二・四パーセント、 同 「平成二十年四月」 . 年 四 ては年三・ 月 平成二十九年四月」を「二パ 「二・九パーセント、 月 に、 か ;ら平成| 四 パ 「 四 パ ー に つい 「平成二十五] 三十 ては 同 セント、 五 セント)」 年四月」に 「平成二十 年四 年三月ま 平 同 成二 年四 年

パーセント)」に改める。

地方公務員等

洪済!

組

合法

施行令等

の 一

部を改了

正する政令

 \mathcal{O}

部改

正

第三条 地方公務員等 共 済組合法施行令等の一部を改正する政令 平 成十六年政令第二百八十七号)の一部

を次のように改正する。

付し、 附 則第七句 同 条第 条 \mathcal{O} 見出 項 中 しを 「をいう」 削 り、 の 下 に 同 条 Ò 前に見出しとして __ 次条第一 項にお _ į, (年金) て同じ」 額等 を加え、 \dot{O} 水準を表す 同条の次に次の一 指数 の計 算方法) 条を加え を

第七 |条の二 ||平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は

る。

第三項) 二第一項又は第三項 平成二十六年度における前条第一 規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数 (法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあっては、 項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第四十四 (その数に小数点以下四 同 項又は「 同 条 条 \mathcal{O}

位 未満 の端 数 があるときは、 これを四 捨 五入する。)とする。

0

2 平成 十六 年 改 正 法附品 則第七条の二第一 項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、 前条第

項 0 規定に より 得 た数とする。

地 方公務員等 共済 組 合法による再 評 [価率 の改定等に関する政 令 \mathcal{O} 部 改 正

第四 条 地 方公務員等 共済組合法による再評 価 率の改定等に関する政令 (平成十七年政令第八十三号)の一

部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平

一十七年度」に改め、「
`
同条第
号の表を次のように改める。

○・九五七	平成九年四月から平成十年三月まで
〇・九七七	平成八年四月から平成九年三月まで
〇・九八一	平成七年四月から平成八年三月まで
○・九八二	平成六年四月から平成七年三月まで
〇・九九〇	平成五年四月から平成六年三月まで
1.010	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇三九	平成三年四月から平成四年三月まで
一・○九〇	平成元年十二月から平成三年三月まで
1・1 公〇	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・一八九	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
•	昭和六十二年三月以前

〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
・九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇・九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
〇•九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで
〇・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
①・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
〇・九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで
〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで

1.000	平成五年四月から平成六年三月まで
1 • 0110	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇五一	平成三年四月から平成四年三月まで
1 • 1 00	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・一七一	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
1 • 1 101 1	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
• 1 11	昭和六十二年三月以前
	第一条第二号の表を次のように改める。
〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇·九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇•九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
〇•九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで

〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで
〇 · 九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
〇·九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
〇・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
・九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで
〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで
・九五七	平成九年四月から平成十年三月まで
〇·九七七	平成八年四月から平成九年三月まで
〇・九八一	平成七年四月から平成八年三月まで
〇・九八二	平成六年四月から平成七年三月まで

一・一九七	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
• 七	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二五七	昭和六十二年三月以前
	第一条第三号の表を次のように改める。
〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
〇・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
・九八○	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
〇·九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇•九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
〇·九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで

〇・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
①・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
〇•九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで
〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで
・九五七	平成九年四月から平成十年三月まで
〇・九七七	平成八年四月から平成九年三月まで
〇・九八一	平成七年四月から平成八年三月まで
1 • 0011	平成六年四月から平成七年三月まで
- · O111	平成五年四月から平成六年三月まで
・〇旦	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇七四	平成三年四月から平成四年三月まで
一•一二五	平成元年十二月から平成三年三月まで

・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
○・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
○・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
○·九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
○・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
・九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇•九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
○・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
○・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
○・九八○	平成十六年四月から平成十七年三月まで
〇・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで

〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで
・九五七	平成九年四月から平成十年三月まで
・九七三	平成八年四月から平成九年三月まで
○・九八六	平成七年四月から平成八年三月まで
一•00七	平成六年四月から平成七年三月まで
一•〇二七	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇四七	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇七九	平成三年四月から平成四年三月まで
· O	平成元年十二月から平成三年三月まで
1 • 1 1011	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
• 1 11 11	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
• 1 4 1	昭和六十二年三月以前

〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
・九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇・九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
○・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇•九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで
・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
①・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
〇・九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで

一•00七	平成六年四月から平成七年三月まで
・〇二七	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇四七	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇七九	平成三年四月から平成四年三月まで
• 11 0	平成元年十二月から平成三年三月まで
1 • 1 10111	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
•	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一·二六三	昭和六十二年三月以前
	一条第五号の表を次のように改める。
〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇·九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇·九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
〇・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで

第

〇・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇•九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
○・九八○	平成十六年四月から平成十七年三月まで
○・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
〇・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
・九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで
〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで
①・九六○	平成九年四月から平成十年三月まで
〇・九七三	平成八年四月から平成九年三月まで
〇·九八六	平成七年四月から平成八年三月まで

一 - 三 五	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・二〇八	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二三八	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二六九	昭和六十二年三月以前
	第一条第六号の表を次のように改める。
〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
〇・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇·九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
・九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇・九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで

〇・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
①・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇·九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで
○・九五四	平成十一年四月から平成十二年三月まで
・九五五	平成十年四月から平成十一年三月まで
〇•九六四	平成九年四月から平成十年三月まで
〇・九七七	平成八年四月から平成九年三月まで
〇・九九〇	平成七年四月から平成八年三月まで
	平成六年四月から平成七年三月まで
1 • 011	平成五年四月から平成六年三月まで
一・○五二	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇八三	平成三年四月から平成四年三月まで

〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
〇・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
・九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇・九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
〇・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで

〇・九五九	平成十一年四月から平成十二年三月まで
①・九六〇	平成十年四月から平成十一年三月まで
〇·九七一	平成九年四月から平成十年三月まで
〇•九八五	平成八年四月から平成九年三月まで
〇·九九七	平成七年四月から平成八年三月まで
一・〇一八	平成六年四月から平成七年三月まで
一・〇三八	平成五年四月から平成六年三月まで
一•○六一	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇九一	平成三年四月から平成四年三月まで
一・一四三	平成元年十二月から平成三年三月まで
- 七	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二四六	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二七九	昭和六十二年三月以前

〇・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
〇•九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで
〇・九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで
・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
〇·九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
〇・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇・九五九	平成十二年四月から平成十三年三月まで

〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで

第

一•○○五	平成七年四月から平成八年三月まで
一・〇二七	平成六年四月から平成七年三月まで
一・〇四六	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇六九	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇九九	平成三年四月から平成四年三月まで
一・一五二	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・二二六	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二五六	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二九〇	昭和六十二年三月以前
	一条第八号の表を次のように改める。
〇・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
〇・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
〇・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで

〇·九六二	平成二十年四月から平成二十一年三月まで
・九七九	平成十九年四月から平成二十年三月まで
〇・九八一	平成十八年四月から平成十九年三月まで
〇・九八一	平成十七年四月から平成十八年三月まで
〇・九八〇	平成十六年四月から平成十七年三月まで
・九七九	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七五	平成十四年四月から平成十五年三月まで
①・九六六	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇 · 九六七	平成十二年四月から平成十三年三月まで
〇・九六七	平成十一年四月から平成十二年三月まで
〇・九六八	平成十年四月から平成十一年三月まで
①・九八〇	平成九年四月から平成十年三月まで
〇・九九三	平成八年四月から平成九年三月まで

·	平成三年四月から平成四年三月まで
一・一五三	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・1111七	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二五七	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二九一	昭和六十二年三月以前
	第一条第九号の表を次のように改める。
・九五三	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
・九五三	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで
・九七九	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで
・九八三	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで
〇・九八二	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで
〇・九八〇	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで
〇·九七四	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで

〇・九七七	平成十六年四月から平成十七年三月まで
・九七六	平成十五年四月から平成十六年三月まで
・九七三	平成十四年四月から平成十五年三月まで
〇・九六七	平成十三年四月から平成十四年三月まで
〇・九六八	平成十二年四月から平成十三年三月まで
〇・九六八	平成十一年四月から平成十二年三月まで
○・九六九	平成十年四月から平成十一年三月まで
〇・九八一	平成九年四月から平成十年三月まで
・九九四	平成八年四月から平成九年三月まで
一•○○六	平成七年四月から平成八年三月まで
一•〇二七	平成六年四月から平成七年三月まで
一・〇四七	平成五年四月から平成六年三月まで
一•〇七〇	平成四年四月から平成五年三月まで

第二条の見出し中 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 成 ·成 十 成二十二年 成二十七 成二十六年 成二十四 成二十三年 成二十一 成二十年四 成十九年四 成十八年 <u>一</u>十 ·七年] 五 年 年 年 年 匹 匝 应 应 应 应 匝 应 匹 月から平成二十一年三月まで 月から平 月から平 月から平 「平成二十三年度」を 一 月 か 月から平成二十二年三月まで 月から平 月から平 月 月 月から平成二十三年三月まで か か ら平 でら平: ら平 成二十年三月まで 成十九年三月まで 成十八年三月まで 成 成二十八年三月まで 成二十七年三月 成二十五年三月 成二十四年三月まで 一十六年三月 「平成二十七年度」に改め、 だまで だまで えまで 同条中「平成二十三年度」を「平 \bigcirc \bigcirc 九七六 九七七 九六〇 九八〇 九 九七 九 九 九 九 九 七 八 七二 七 五. 五. 七 九 九

成二十七年度」に、 「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第三条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、 同条中「平成二十六年度」を「平

成二十七年度」に改め、同条の表を次のように改める。

一・二九一	昭和十三年四月二日以後に生まれた者
一・二九〇	昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者
一・二七九	昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者
一・二六九	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
一・二六三	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
一・二六三	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
一・二五七	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
• 1 11	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
•	昭和五年四月一日以前に生まれた者

第四条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」

を「平成二十七年度」に、「○・九八六」を「一・○○○」に、「○・九八四」を「○・九九八」に改め

同条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで

 \bigcirc

九〇九

(T)

第五条 (地方公務員等共済組合法施行令等 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第百五十一号) う つ 一 部を改正する等の政令の一部改正)

一部を次のように改正する。

六年四月分」

を

「平成二十七年四月分」に、

「平成二十五年五月三十一日」を「平

成二十六年五月三十一

附 ||則第二条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」 に改め、 同条第一項中「平成二十

日 に改め、 同条第二項中 「平成二十五年六月一 日 を 「平成二十六年六月一日」に、 四四 七 四二」を

四四 八〇八」 に改め、 同 条第三項中 「地方公務員等共 済組 合法施行令等 \mathcal{O} 部を改正する政令 (平成二

十六 年政令第八十六号) 第四 条による改正 前 0) 前二項」 を 地方公務員等共済 組 合法 施 行 令等 \mathcal{O} 部 を改

正 並 する政会 び)に特 令 例 (平成二十七 退 職年 金 特例 年 政 令第一 公務傷病年金及び特例遺族年金」を加え、 百 四 号) 第五条による改 正前 \mathcal{O} 前 二項」 「平成二十三年六月一日」 に改 め、 旧 潰 族年 金 を \mathcal{O} 平 下に

成二十五年六月一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

地 方公務員等共済組合法による年 · 金 である給付 0 額等に関する経過 措 置

2 平成二十七年三月以 前 0) 月分の 地 方公務員等共 済組 合法による年 金である給付の額、 地方公務員等 共済

組 合法等 0 部を改了 Ē する法 律 (昭 和六十年 法 律第百八号) 附則第一 二条第七号に 規 定す Ź 退 職 年 金、 減 額

退

職

年

金、

通

算

退

職

年

金、

障

害

年

金、

遺族

年

金又

は

通算

遺族

年

.

 \mathcal{O}

額

及び

地

方公務員等

共

済

組

合

法

 \mathcal{O}

部

を改正 立する法語 律 (平成二十三年法律 :第五 一十六号) 附 則第二条に規定 する旧 退 職 年 金 同 法 附 則 第 八 条 に 規

定す Ś 旧 公務 傷 病年 金 若しくは 同 法 附 則 第 九 条に !規定· す Ź 旧 遺族 年 金 又 は 同 法 附 則 第 十二条第 項 12 規 定

する特 例 退 職 年 金、 同 法 附 則 第 + 七 条第 項 に 規 定す る 特 例 公務 傷 病 年 金若 しくは 同 法 附 則 第十八 条第

項に 規定する る 特 例 遺 族 年 金 \mathcal{O} 額 に 0 7 ては、 な お 従前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

員等共済組合法に規定する再評価率の改定等を行うほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

平成二十六年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、平成二十七年四月分以後の地方公務